

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富山市長

公表日

令和7年3月25日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の内容	介護保険事業の運営のため、被保険者の資格管理や保険料の賦課・徴収に関する事務を行っている。また、被保険者の保険給付、又は地域支援事業に関する事務や住宅改修・福祉用具・償還払い等の審査・支払に関する事務等を行っている。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	介護保険事務処理システム
②システムの機能	介護保険事務処理システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱う事務は、以下の機能で構成する。 1 資格管理 ・第1号被保険者の資格管理 ・被保険者証の交付 ・住民基本台帳等との連携による資格管理 ・生活保護および障害者福祉との連携 2 保険料納付実績管理 ・第1号被保険者の保険料額設定 ・特別徴収依頼および解除依頼(特別徴収者) ・納付書発行(普通徴収者) ・第1号被保険者の保険料収納管理 ・保険料納付原簿管理(滞納管理) 3 受給者管理 ・要介護認定、要支援認定申請受付 ・要支援、要介護認定記録管理 4 給付実績管理 ・居宅サービス計画管理 ・償還申請受付、償還 ・給付管理および審査支払 5 総合事業管理 ・事業対象者の資格管理 ・支給管理及び審査支払
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (自立支援システム)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	要介護認定支援システム
②システムの機能	①外部入力機能 介護保険事務処理システムとのデータの連携をする。 ②段階進捗管理機能 申請受付から結果通知までの段階的進捗を管理する。 ③審査会管理機能 審査会の資料印刷、メディア作成及び審査会への割り付けなど審査会を管理する。 ④申請者管理機能 申請者の基本時状況・進捗状況・認定調査結果・主治医意見書・審査会を管理する。 ⑤原票イメージファイリング機能 認定調査票・主治医意見書を原票イメージでファイリングする。



③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（介護保険事務処理システム）
-------------	---

システム3

①システムの名称	団体内統合宛名(連携)システム
②システムの機能	<p>1 宛名管理機能 個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。統合宛名情報の検索・参照・更新を行う。</p> <p>2 情報提供機能(業務情報を中間サーバーに提供するための機能) 各業務情報を一括データで中間サーバーに連携する。 各業務の異動情報を中間サーバーに連携する。</p> <p>3 情報照会機能(他機関へ問合せをするための機能) 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（中間サーバー）

システム4

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名(連携)システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。なお、本市においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合宛名システムにおいて行う。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（

システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
KAIGO100(介護保険被保険者情報ファイル)	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律) 第9条(利用範囲) 別表100項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[実施する]</div> <div style="font-size: small;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 [主務省令における情報提供の根拠] (2, 3, 6, 7, 11, 15, 27, 38, 42, 56, 65, 69, 70, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 116, 125, 128, 131, 132, 137, 144, 145, 158, 161の項) [主務省令における情報照会の根拠] (131, 132の項)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
KAIGO100(介護保険被保険者情報ファイル)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1 市内に住所を有する65歳以上の者及同一世帯に属する者。 2 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で認定申請を行った者及び同一世帯に属する者。 3 住所地特例対象施設に入所又は入居することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者及び同一世帯に属する者。※転出・死亡等の事由により資格喪失した者を含む。
その必要性	被保険者への保険料の公正な賦課徴収及び適正なサービス利用実現のため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1 個人番号、その他識別情報、4情報等は、被保険者の本人確認及び資格判定に必要。 2 生活保護・社会福祉関係情報は、生活保護状況の把握のために必要。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（市民課、市民税課、保険年金課 等） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（ ） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他自治体） <input type="checkbox"/> 民間事業者（住所地特例施設） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（ ）	
③使用目的 ※	被保険者の資格管理、要介護度認定、保険料賦課の管理を行なうため。	
④使用の主体	使用部署	介護保険課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤使用方法		<p>1 介護保険の資格の異動に関する事務住基情報から、対象者の個人番号、基本4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、世帯情報、異動情報を把握し、対象者の資格の異動処理を行う。</p> <p>2 住所地特例に関する事務住基情報と申請情報から住所地特例の適用、変更、終了を把握する。</p> <p>3 保険料の賦課、通知に関する事務住基情報、課税情報から対象者の所得情報を把握し、保険料賦課額を決定する。決定した保険料賦課額情報に基づき、納入通知書及び納付書の印字、封入・封緘、発送を行う。</p> <p>4 年金受給者の異動に関する事務特別徴収義務者からの特別徴収結果情報に基づき、特別徴収の中止、普通徴収への変更等を行う。</p> <p>5 保険料の徴収猶予・減免に関する事務対象者からの申請と上記の各種情報に基づき、保険料の減免等を行い、減免決定通知書等を発行する。</p>
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書情報と住基情報、転出先施設・転出先自治体からの連絡票を突合して、住所地特例該当者を確認する。【上記2】 ・住基情報と所得情報を突合して、納入通知に係るデータを作成する。【上記3】 ・申請書情報と住基情報、所得情報を突合して、徴収猶予・減免に該当するか確認する。【上記5】
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	介護保険事務処理システムの運用・保守、制度改正に伴う改修作業の業務	
①委託内容	介護保険事務処理システムの運用・保守、制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社インテック	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (24) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (6) 件 [] 行っていない
提供先1	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1欄に掲げる者 (別紙1参照)
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第2欄に掲げる事務
③提供する情報	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定する介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	・番号法第9条第1項別表の第1欄に掲げる者 (別紙2参照)
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表
②移転先における用途	・番号法第9条第1項別表の第2欄に掲げる事務
③移転する情報	・介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [<input type="radio"/>] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="radio"/>] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (庁内関連システム)
⑦時期・頻度	月次、その他必要に応じて(随時)
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ・入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。
- ・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

KAIGO100(介護保険被保険者情報ファイル)

(1) 基本情報

1.個人番号 2.台帳記載事由 3.台帳記載年月日 4.資格取得年月日 5.特殊事情区分 6.氏名区分 7.資格記録マスタ 8.適用除外ファイル 9.住所地特例(自)ファイル 10.住所地特例(他)ファイル 11.医療保険ファイル 12.生活保護ファイル 13.老齢福祉年金ファイル 14.公費負担医療ファイル 15.個人番号変更ファイル 16.被保険者番号 17.被保険者種別 18.送付先区分(共) 19.送付先区分(資) 20.送付先区分(保) 21.送付先区分(受) 22.送付先区分(給) 23.認定区分 24.徴収方法 25.被保険者証発行事由

(2) 資格記録情報

1.個人番号 2.履歴番号 3.前履歴番号 4.被保険者番号 5.連番 6.前連番 7.被保険者種別 8.資格取得事由 9.資格取得年月日 10.取得届出年月日 11.取得届出者区分 12.資格喪失事由 13.資格喪失年月日 14.喪失届出年月日 15.喪失届出者区分

(3) 適用除外情報

1.個人番号 2.履歴番号 3.前履歴番号 4.適用除外該当事由 5.適用除外該当年月日 6.適用除外該当届出年月日 7.適用除外非該当事由 8.適用除外非該当年月日 9.適用除外非該当届出年月日 10.事業者番号(施設コード)

(4) 医療保険情報

1.個人番号 2.履歴番号 3.前履歴番号 4.保険者番号 5.記号番号 6.加入年月日 7.脱退年月日 8.証有効期限 9.本人扶養区分 10.医療保険種別 11.医療保険者名

(5) 生活保護情報

1.個人番号 2.履歴番号 3.前履歴番号 4.生活保護開始事由 5.生活保護開始年月日 6.生活保護廃止事由 7.生活保護廃止年月日

(6) 老齢福祉年金情報

1.個人番号 2.履歴番号 3.前履歴番号 4.老福受給開始事由 5.老福受給開始年月日 6.老福受給停止事由 7.老福受給停止年月日

(7) 公費負担医療情報

1.個人番号 2.履歴番号 3.前履歴番号 4.公費負担医療区分 5.公費負担医療開始事由 6.公費負担医療開始年月日 7.公費負担医療終了事由 8.公費負担医療終了年月日

(8) 住所地特例(自)情報

1.個人番号 2.履歴番号 3.前履歴番号 4.適用事由 5.適用年月日 6.適用届出年月日 7.適用入所年月日 8.適用被保険者 9.適用介護保険施設 10.適用施設所在自治体 11.適用確認不要区分 12.適用解除事由 13.適用解除年月日 14.適用解除届出年月日 15.適用解除退所年月日 16.適用解除被保険者 17.適用解除介護保険施設 18.適用解除施設所在自治体 19.適用解除連絡確認不要区分 20.事業者番号 21.施設入所受領日__施設 22.施設入所受領日__他自治体 23.施設退所受領日__施設 24.施設退所受領日__他自治体

(9) 住所地特例(他)情報

1.個人番号 2.履歴番号 3.前履歴番号 4.該当事由 5.該当年月日 6.該当届出年月日 7.該当入所年月日 8.該当住民 9.該当介護保険施設 10.該当確認不要区分 11.該当通知種別 12.該当発行事由 13.該当発行年月日 14.該当発行場所 15.非該当事由 16.非該当年月日 17.非該当届出年月日 18.非該当退所年月日 19.非該当住民 20.非該当介護保険施設 21.非該当確認不要区分 22.非該当通知種別 23.非該当発行事由 24.非該当発行年月日 25.非該当発行場所 26.事業者番号 27.保険者番号 28.被保険者番号

(10) 所得情報

1.個人番号 2.相当年度 3.履歴番号 4.前履歴番号 5.給与収入 6.年金収入 7.給与所得 8.営業所得 9.農業所得 10.その他事業所得 11.雑所得(年金) 12.その他所得 13.総所得合計 14.分離短期控除前 15.分離長期控除前 16.他の譲渡所得 17.山林所得 18.退職所得 19.合計所得 20.所得区分 21.申告区分 22.課税コード 23.所得調査区分 24.減免後課税コード

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
KAIGO100(介護保険被保険者情報ファイル)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの申請書等の入手については、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報を入手することはできない。 ・申請者が代理人である場合には、本人からの委任を要し、代理人の身分証明書の提示を要件としている。 ・システム利用の権限は業務上必要な職員のみを与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入手することはできない。また、メンテナンス作業や権限を付与されている者の操作ログは保管されており、情報の不正入手を防止している。 ・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外を入手することはない。また、申請書等を受け付ける際には、余白等に必要のない情報が記載されていないか確認する。 ・管理項目は予め決められており、それ以外の項目は入力できない仕組みになっている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><不適切な方法で入手が行われるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出/申請等の際、様式において住民が使用目的を認識できるようになっている。 <p><入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口で離席する場合は、必ず端末画面が見られないよう措置を講ずるものとする。 ・システム保守を行う委託事業者と秘密保持契約を締結し、委託事業者から情報が漏えいすることを防止する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。 ・システムにアクセスできる端末を限定し、許可無くシステムに接続して紐付けできないようになっている。 ・番号法の別表に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなくなっている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当て職員カード(ICカード)とパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDごとの使用履歴を取得し管理している。
その他の措置の内容	
	<選択肢>

リスクへの対策は十分か

「

十分である

」

- 1) 特に力を入れている
- 3) 課題が残されている

- 2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク>

- ・システム利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当てパスワードによる認証を行っている。
- ・ユーザーIDごとの使用履歴を取得し管理している。
- ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理(ID・PWの消去と、台帳への記録)を適切に行う。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及び ルール遵守の確認方法	・番号法の規定により、その範囲を厳格に遵守し、提供・移転を行なうこととしている。 ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施している		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・相手方庁内システムとの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。 ・情報提供の記録が逐一保存され、その記録を監視することで不適切な方法による提供・移転を防止する。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>番号法の規定に基づき、認められた範囲においての特定個人情報の照会を行う。 ログを管理し、定期的に監査するとともに、目的外の入手を行なえないよう、アクセス制限を行なう。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目を整理・標準化したデータ標準に則した情報提供DBを構築する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
----------------	--

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・定期的にデータのバックアップを行い、不慮の事故に備えている。また、事務上、不要な特定個人情報については、福祉保健部介護保険課の所属長の権限で消去を行う。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務担当部署が移転先部署に対し、個人情報の管理や運用に必要となる手順等を周知する。 ・情報システムを取り扱う職員に対し情報セキュリティ確保のための研修の受講を義務付け、富山市情報セキュリティポリシーおよび富山市情報セキュリティ共通実施手順等を遵守させている。 ・委託業者については、契約内容にポリシーの遵守に関する項目を設けている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170
②請求方法	自己情報開示(訂正・削除・利用停止)請求書を、特定個人情報を保有している主管課に提出することにより受付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015
②対応方法	・問合せ受付票等を準備し、対応記録を残す。 ・規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月28日	評価書名	保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 重点項目評価書	保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 重点項目評価書	事後	
平成30年12月28日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	富山市は、介護保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報に関する事務	富山市は、介護保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報に関する事務	事後	
平成30年12月28日	事務の名称	介護保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	介護保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	事後	
平成30年12月28日	事務の概要	介護保険事業の運営のため、被保険者の資格管理や保険料の賦課・徴収に関する事務を	介護保険事業の運営のため、被保険者の資格管理や保険料の賦課・徴収に関する事務を	事後	
平成30年12月28日	システム1 システムの機能	介護保険事務処理システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱う事務は、以下の機能で	介護保険事務処理システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱う事務は、以下の機能で	事後	
平成30年12月28日	4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律) 第9条	・番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律) 第9条	事後	
平成30年12月28日	5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
平成30年12月28日	所属長の役職名	介護保険課長 茶木 聖一	介護保険課長	事後	
平成30年12月28日	人手元 評価実施機関内の他部署	市民課、市民税課、保健年金課 等	市民課、市民税課、保険年金課 等	事後	
平成30年12月28日	委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北陸	株式会社インテック	事後	
平成30年12月28日	特定個人情報の提供・移転の有無	21件	24件	事後	
平成30年12月28日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部	事後	
令和1年6月7日	評価書名	保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 重点項目評価書	介護保険に関する事務 重点項目評価書	事後	
令和1年6月7日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	富山市は、介護保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報に関する事務	富山市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報に関する事務	事後	
令和1年6月7日	事務の名称	介護保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	介護保険に関する事務	事後	
令和1年6月7日	監査 実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	事後	
令和1年6月7日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部	事後	
令和2年12月1日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用	・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理(ID・PWの消去と、台帳への ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅴ 情報提供ネットワークシステム Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	提出先1 ・番号法第19条第7号別表第二の第1欄に掲げ	提出先1 ・番号法第19条第8号別表第二の第1欄に掲げ	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステム	(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提	(※2)番号法別表第二及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅰ 基本情報 4. 個人番号の利用	・番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律) 第9条(利用範囲) 別表第一の第68項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	・番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律) 第9条(利用範囲) 別表100項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅰ 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	・番号法第19条第8号別表第二	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	・番号法第9条第1項別表第一	・番号法第9条第1項別表	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	・番号法の別表第一	・番号法の別表	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	・番号法別表第二	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年12月1日	令和7年3月10日	事後	